



大阪中央労働基準監督署発表
平成 30 年 3 月 8 日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(移動式クレーンを用いた作業を行う際に立入禁止措置を講じなかった疑い)

平成30年3月8日、大阪中央労働基準監督署(署長 本廣 澄夫)は、株式会社加藤工業及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 株式会社加藤工業^{かとうこうぎょう}

本社所在地 大阪府東大阪市水走

事業内容 鉄骨工事業

(2) 同社 代表取締役 A

2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

同法第27条第1項

クレーン等安全規則第66条の2第1項(作業の方法等の決定等)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 事件の概要

被疑者株式会社加藤工業は、大阪府東大阪市水走に本店を置いて、鉄骨工事業を営み、大阪市浪速区浪速東のマンション新築工事現場で下請事業者として鉄骨組立工事を施工する事業者、被疑者Aは、同会社の代表者で、同工事現場の職長として、その施工及び労働者の安全を管理するものであるが、平成29年11月20日、同工事現場において、労働者Bをして、移動式クレーンを用いた作業を行わせるにあたり、同クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなかったもの。

4 参考事項

- (1) 平成29年11月20日、同工事現場において、労働者Bがつり上げ荷重が25トンの移動式クレーンを用いた鉄骨建方作業を行っていたところ、作業中に倒れた鉄骨に挟まれて死亡するという災害が発生している。
- (2) 労働安全衛生法では、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、移動式クレーンによる作業に係る立入禁止場所等を定めなければならないと規定しているが、被疑者Aはこの危険防止措置を講じないまま、労働者Bに鉄骨建方作業を行わせていたものである。
- (3) 適用条文は、別紙のとおり。

適用法条項

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する公害をいう。)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十

- 八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者
- 四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

(罰則)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

クレーン等安全規則

(作業の方法等の決定等)

第六十六条の二 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 移動式クレーンによる作業の方法
- 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

(根 二〇(1))

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

(根 二四)